

寄せ場差別の実態

平川 茂

寄せ場差別——ここでは、とりわけ釜ヶ崎を労働と生活の拠点としている日雇労働者（1）に対する差別を問題にするのだが、その前に、何をもって寄せ場差別とみなすのかという点に關して暫定的な定義づけをしておくことにしよう。そうする根拠がないのに、寄せ場労働者に對してわけへだてのある取り扱い、すなわち差別語をなげつけたり（「誹謗」）、つきあいをさけたり（「回避」）、特定の職業につけなくしたり、レクリエーションの機会を奪ったり、病院で正当な治療を施さなかったり（「排除」）、「身体的攻撃」を加え（その結果、死に至らしめることも含む）たりすること——さしあたって、寄せ場差別をこのように定義しておく。（2）そうした時、寄せ場差別は、一九八三年の横浜での事件で顕在化したということが出来る。この事件は、少年たちが、当時の不況下で野宿を強いられていた人たちに殴る、蹴るといった暴行を働いて、うち一人を殺してしまったというものである。そして、その後も同様の襲撃事件が各地で繰り返し起こることで、寄せ場差別の存在は誰の目にも明らかなものとなったのである。

しかしながら、寄せ場差別が八三年の横浜での事件以後顕在化したということは、もちろんそれ以前には寄せ場差別がなかったとか、あったとしても取るに足らないほどのものであったとかということの意味するのではなく、単にそれが表面化せずにはいたというにすぎない。八三

年以前においても、多くの人々は寄せ場の労働者を「労務者」とか「浮浪者」という言葉で表現することによって、自分たちより人間的価値の点で劣る存在として見下していたし、(3) また、寄せ場に住んでいるというだけで、「履歴書」のいるような特定の職業から排除していた。(4) さらに、病院はひどい取り扱いをしていた。(5) そのうえ、横浜での事件の後わかったことだが、子どもたちは実は一九七五年頃から、野宿者を襲っていたのである。

七五年頃から、というのは注目すべきことである。というのも、七五年という年はこの国の経済が第一次石油危機でそれまでの高度成長を頓挫させられて深刻な不況の局面に入ってからまもなくの頃だったからである。釜ヶ崎をはじめ全国の寄せ場からも仕事がなくなった。そこで、寄せ場の労働者はさまざまな手を尽くして生きのびようとした。(6) なかでも、労働者がもつとも力をいれたのは行政に働きかけて仕事を保障させることであった。だが、この国全体をおおう不景気のなかでは、はかばかしい成果をあげることができなかった。(7) こうして野宿せざるをえない労働者が大量にでてくるのである。野宿にはこのような「事情」があったのだ。けれども、都心のターミナルなどで野宿する人の姿が目につくようになると、多くの人々はそれを「めざわりだ」と思い始めるようになった。(8) 不景気のもとでは人々は自分ひとりのこと、あるいは自分の家族のことしか考えられなくなる。これが、それまで人々の意識に潜在していた寄せ場差別を顕在化させるきっかけになったのだ。このようなおとな達のふるまいと意識が子どもたちに反映される。こうして、子どもたちは野宿者を「襲う」ようになっていったのである。

横浜での事件

寄せ場差別は八〇年代に入って顕在化した。そのことを私たちに気づかせてくれたのが、八三年二月に発覚した野宿者殺傷事件である。私たちはこの事件を通じて、寄せ場差別がすでに「身体的攻撃」の段階にまで至っていたことに気づかされたのである。そして、その後、寄せ場差別の実態の究明と告発が寄せ場の運動の主要なテーマのひとつになった。その意味でこの事件は寄せ場差別を考える際の「原点」であるといえよう。

事件は、横浜市内の中学生と高校生および有職、無職の少年一〇人からなるグループが、市内の寿町という寄せ場の近くの公園や地下街で野宿していた人たちを襲って、うち一人を死なせ、一人に重軽傷を負わせたというものである。報道によれば、少年たちは「面白半分になつた。逃げまどう浮浪者を追い回すのが楽しかった」とか「地下街はぶうたろうがいるから酒くさくて汚い。退治しよう」と言ったことである。(9)

少年たちに殴る、蹴るの暴行を受け、最後は公園のゴミ箱の中に入れられて殺されたのは、後でわかったのだが、須藤泰造という人だった。須藤さんは、青森生まれで、若いころ菓子屋に奉公に行かされたこともあって、戦地から帰って来たあと餅菓子屋を始め、しばらくして結婚したのだが、過労で妻を死なせて、そのあと東京に出て来て、それから横浜の寿町に来て、そこで長く日雇の仕事をしていたそうである。ところが、一九七八年、本人が五六歳の時、身体をこわしたので、簡易宿泊所にも泊まれなくなって、港を臨む山下公園で野宿を始めたとい

須藤さんは、殺される前の年の暮に、偶然にも徳田正博さんという若いカメラマンと知り合
いになっていろいろと話をしている、それが録音されていた。その一部を紹介しよう。

徳田――須藤さん、どんなことたのしい？

須藤――楽しいことって、自分が体が健康で働くことが一番楽しい。

徳田――今でも、まだ働く必要ある？

須藤――あります。

徳田――どんな仕事だったらできる？

須藤――どんな仕事でもやる。

徳田――やりたい？

須藤――うん、何でもやりたい。健康になったら……。

徳田――健康になるのがやっぱりね。

須藤――それだけじゃない。だから、今までの私の仕事は、とにかく自分の体が疲れる仕事
ばかりだったからね。仕事している時は本当に楽しい、よかったですね。仕事終
った時の何ともいえない気持ちね。充実感ね。これだよやと、今日一日のつと
めが終わったなど。急にガクッとこころ疲れが出てきたような感じになるのね。ものす
ごくね。でも、それが気持ちいいのね。それが楽しかったんだけど、あんまり度が

これだけ読んだだけでも、当然のことだが須藤さんも私たちと同じように、さまざまの喜びや悲しみ、悩みをもった掛け替えのないひとり人間であったことがわかる。寄せ場差別は、このような掛け替えのない価値をもつ人間を、彼が寄せ場労働者または野宿者であることをもって、価値なきものとみなして、さまざまの関係から排除し、ついには殺してもかまはないとするものである。

このような寄せ場差別が、さきの少年たちだけに関係するものではなかったことは、事件のあと新聞社に電話してきた横浜市のある女子高生の次の言葉に端的にみてとることができる。

横浜で浮浪者を殺した少年たちは、いま世論のフクロだたきにあっています。あの子たちを一方的に責める大人もずるいと思います。浮浪者を駅の人がバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようになつたりしているのをたびたびみました。あの子たちはブレーキがきかなくまま殺してしまつたのでしようが、あの駅員や警官の行為とそんなに違わないと思います。大人が悪いお手本を見せておきながら、いまになって理性の弱い少年たちを血祭りにあげているみたい。（12）

寄せ場差別は、少年たちが須藤さんを襲って殺害する以前にすでに充分一般的になっていた

のである。その限りで、少年たちは多くの人々の「期待」に答えたにすぎないともいえよう。そして、実際、そのような「期待」を公然と表明する人もいたのである。次の言葉は、須藤さんが殺された公園の近くにある地下街の商店主のものである。

まア死者が出て何人かが殺されましたけどね。まア彼等は実際には人間の格好はしているけども人間ではないわけですから、それを処分してくれたということ、ホンネの部分ではもう大喝采が、ラブコールがおこったぐらいでしてね。だから、現在でも、もう一度ああいう事件がおこってくれないかと、というようなこと、極端ですけども、言う人もいるわけですよ、はい。で、われわれは別にその通りだと思えますしね。たとえば、あのニホンカモシカの問題がありますわね、話ちがいますけど。そうすると、林業やってる人たちはその問題に関して、カモシカをなんとかして取り締まってもらいたいと。で、動物擁護の人たちは、それを殺しちゃいかん、ということがあるんだけど、林業、現実にそこに生活している人たちにとっては、あの問題というのは、ニホンカモシカは絶対に殺してもらわにや困るとい部分があるわけですよ。それと問題はまったく同じでしてね。(13)

ここでは、驚くべきことに、野宿者は人間ではないから殺してもかまわないと断言されている。これほど露骨な差別意識が公然と表明されることは珍しいが、たとえば明言されなくても多くの人々に共有された同じような差別意識は、少年たちの行動の背後にあって、それを支えて

いたということが出来る。

八〇年代の寄せ場差別事件

横浜での事件にみられたのと同質の寄せ場差別事件は、その後かたちをかえて各地であいついで起こることになる。

まず、横浜での事件が発覚して三ヶ月後の五月には、釜ヶ崎の近くで野宿していた人が数人の少年たちに襲われ負傷させられた。(14)

同じ月には、大阪府警南署が管内の野宿者のリストをつくるために、深夜、警官が数人がかりで寝ている人を取り囲んで、二〇〇名近くの野宿者の指紋と顔写真をとるといふ事件がおこった。(15)これは、後に釜ヶ崎日雇労働組合によって大阪弁護士会の人権擁護委員会に訴えられ、委員会は南署の行為が人権侵害にあたると認定した。(16)

ここで、寄せ場差別がいつきに顕在化した一九八三年とはどういう年だったのかをみておこう。七三年の石油危機を「減量経営」下の合理化によってなんとかしのぎ、相対的な円安の恩恵もあって輸出を増大させることによって乗り切りかかっていた日本経済を、七八年、今度は第二次の石油危機が襲った。それ以前の景気回復のための政府による公共投資の拡大は、それが主に公債の増発によっていたため、第二次石油危機後は財政赤字が深刻な問題となった。この財政危機を乗り切るために、以降、政府は財政支出の抑制に着手し、とりわけ公共事業関係

費を厳しく抑えるようになった。このため日本経済全体が深刻な不況に陥るとともに、公共事業に大きく依存する寄せ場にも仕事がこなくなったのである。この年の新聞をみると「底辺労働者に暗い新春／あいりん地区／三〇〇―四〇〇人が野宿／臨時宿泊所も大あふれ」（『朝日新聞』一月五日）「不況、仕事なく、生活困窮／浮浪者が急増／大阪市内で目下一〇〇〇人」（『毎日新聞』六月一日）といった記事が目につく。このような文脈のもとに、さきの少年たちや警察の行動をおいてみたとき彼らのしたことがいかに、寄せ場労働者を窮地に追い込むものであったかを理解することができる。しかし、さらに深刻なことには、寄せ場労働者を追いつめるような行動はこれらの少年たちや警察に限定されることなく、その後もあいつで見られたのである。

一九八四年一二月、京都府警七条署と京都鉄道公安室は国鉄京都駅で野宿者の一斉取り締まりを行なつて、二人を逮捕し五人に警告を与えた。この年、同じような取り締まりは合わせて五回も行なわれ、のべ一四人が逮捕され六三人が警告を受けた。（17）

八五年の六月には、釜ヶ崎に隣接する浪速区ですである作業員宿舎に約四〇名の労働者を寝泊まりさせ、各地の工事現場に送りだしていた業者が、さらに約一五〇人収容の鉄骨五階建て宿舎の建築を計画したところ、一部の住民は「環境が悪くなる」として宿舎建設反対運動を始めた。宿舎建設反対のための「住民大集会」をよびかけたピラには次のような表現がある。

この宿舎ができると单身労働者多数の入居者が予想されます。（中略）早朝夜間の通行で酔

っ払いの婦女子へのいやがらせや、仕事にあぶれた人たちが町にあふれ、子どもたちが安心して外に出られなくなる恐れが考えられます。地域の環境悪化を見過ごすわけにいかないと「建設反対運動」に立ち上がった私達は今こそ一丸となって我が町の「環境」と「平和」を守るために力を合わせましょう。

ここで、一部の住民が守ろうとしている「環境」と「平和」なるものが、寄せ場労働者の存在の否定の上に成り立っている点で、いかに空疎なものであるかを見てとることは容易である。 (18)

八六年の一〇月には、高校生と中学生からなる三人グループが、釜ヶ崎から歩いて二〇分くらいの所にある四天王寺境内で野宿していた人に、夜間、至近距離からエアガンを撃って四人を負傷させた。少年たちは、野宿者をサバイバルゲームの「標的」にしていたという。そしてここでもまた、少年たちは「遊び半分でやった。こんな大それたことになるとは思わず、新聞やテレビで大きく報じられ、怖くなった」と言ったのである。(19) 当時、四天王寺境内で野宿する人の数はふだんより多くなっていた。これには、前年の秋以後の円高による、とりわけ鉄鋼・造船・繊維産業の不況にもなって釜ヶ崎に流入してくる人の数が多くなり、そのぶん高齢者が釜ヶ崎で仕事を得にくくなり、周辺で野宿せざるをえなくなったということの他に、この年の六月から、四天王寺の近くの天王寺公園が一年後の博覧会をめざして工事に入ったので、それまでここで野宿していた人ができなくなったという「事情」があった。(20)

なお、このようにして野宿者を締め出したあと開かれた博覧会のテーマは「いのちいきいき——人・いきものの共存をめざして」であった。そして、この博覧会が終わった後、公園は有料化された。こうして、それまでこの公園で寝泊まりしていた労働者は実質的に永久にそこに入ることはできなくなったのである。(21)

八七年一月には、東京の山谷の近くの公園で五九歳の人——体が弱くて「仕事ができないまま、数年前からこの公園で寝泊まりしていた」——が少年五人に襲われて重傷を負わされた。少年たちは夜中の二時ごろ、公園の植え込みの近くで寝ていたこの人に、手に棒などをもって襲いかかったという。少年たちは口々に「このこじきやろう」とか「クサイ」などののしりながら、棒でこの人の頭や顔などを殴ったうえ、さらに押さえつけて髪の毛をライターで燃やすなどして逃げたということである。(22)東京では前年の六月にも、新宿区の西戸山公園で寝ていた日雇労働者三人が少年九人のグループに襲われるという事件がおこっている。襲われた労働者のうちの一人は、石が目にあたって左目を失明したという。(23)。さらに、八五年一月には板橋区の荒川の橋の下にいた六〇歳の野宿者を五人の少年が金属バットやボールなどで全身めった打ちにして、六ヶ月の大けがを負わせている。(24)

八八年二月には、福岡市東区の須恵川橋下の「仮家」で暮っていた人が、一月三〇日から二月一日までの間に合計六回に及ぶ中学生グループの執拗な投石や「仮家」荒らしにもはや我慢ならず、彼らを追いかけて行って結果的に、二人の中学生と一人の警察官を負傷させるという事件がおこった。この人は、荒木忠之さんという人で、ずっと薦職として働いていたのだが

本人が二八歳の時の一九六五年にビル工事現場で地上二〇メートルから転落して痛めた腰がだんだん悪くなって無理ができなくなり、ついに、七六年に自身経営していた会社を解消したという。その後は生活保護を受けながら、しかしそれだけでは生活できないので体の具合のよい時は土工として働いていたが、八三年に福祉事務所は「月に一〇日は働けるだろうという医師のことばをもぎとって、生活保護と医療保護計七万円ほどを打ち切った」。だが、この「月に一〇日」という数字は気候のいい時の最大値だったのだし、腰の痛みもますますひどくなったので、彼は廃品回収業を始めた。そして、回収物を置く小屋をさきの須恵川橋の下につくってそこを「仮家」とするようになったのである。このような「事情」をもつ人に対して、中学生たちはくりかえし投石したのである。(25)

同じ年の七月には、さきの浪速区の宿舎建設反対運動にみられたのと本質的には同じだが、しかしながら行政が直接介入している点で、より悪質な差別事件がおこった。釜ヶ崎の北東二キロメートル足らずのところにある南津守での宿舎建設反対運動で、一部の住民(「南津守連合地域振興町会」・「南津守の環境を守る会」と行政(西成区選出の自民・公明・共産・社会党所属の市会及び府会議員七名全員と南津守社会福祉協議会)は、人々の中に広範に存在している、寄せ場労働者に対する差別意識を呼び覚まして、それを反対運動の推進力にしたのである。先の住民団体が配布した署名をよびかける用紙には次のような表現がある。

宿泊所入居者と仕事を求めて愛隣地区からやってくる人の中から一部の不心得者が泥酔、立

ち小便、放たん、野宿、婦女子へのからみ、無銭飲食、その他さまざまな犯罪行為を発生させることは、大正区三軒家での渥美工務店（渥美ファミリー）の経営する宿泊所の実例をみても明かであります。（26）

ここでは、寄せ場労働者は何をしでかすかわからない無気味な存在——端的に言えば「犯罪予備軍」とみなされているのである。なお、このことに抗議する釜ヶ崎日雇労働組合の申し入れ書に対して、西成区は「寄宿舎建設に反対する住民運動の一環として掲示または配布されたポスターやビラの一部に、日雇労働者の皆様に対する差別につながるりかねない表現があったことは残念である」として、歯切れは悪いが寄せ場差別があったことを認めている。

さらに、この年の一〇月には、またしても中学生五人のグループが神戸市内の公園のベンチで野宿していた五八歳と五三歳の人に消火器の消火剤を噴きつけるという事件がおこった。今度も、これまでの場合と同じく、少年たちは「何となく面白かったのでやった」というのである。（27）野宿者襲撃は何回も起こったが、いっこうに深く反省されることはなかった。

最後に、釜ヶ崎の中心に位置する西成警察署による差別に関する事件をみておこう。九〇年一〇月、西成署の刑事が暴力団関係者から捜査情報の提供に対する見返りとして千数百万円の賄賂をもらっていたことが報道されるや、釜ヶ崎ではその日の夕方から大規模な「暴動」が起こった。「暴動」は五日間続いた。汚職事件に対する釜ヶ崎の労働者の怒りがこれほど大きかったのは、労働者の中に、日常的にさまざまな手段で自分たちを差別し、搾取する警察とや

くざへの怒りが潜在していたからである。とりわけ、西成署は釜ヶ崎の労働者を「市民」としてあつかわず、一貫して「監視と暴力」によって対処してきている。

この「監視」の姿勢をよく示しているのが、釜ヶ崎の要所要所に設置された監視カメラである。現在一六台あって、すべて西成署でモニターできるようになっている。これについては、八八年三月に大阪弁護士会によって、憲法で保障された「国民の国家に監視されない権利」を侵しているという判断がなされ、大阪府警に警告書が出されている。(28) それにもかかわらず、西成署が撤去しないので、釜ヶ崎の人々は現在大阪府を相手どって「多数のカメラにより地域全体が監視されており、個人の尊厳、プライバシーの侵害に当たる」として、カメラの撤去と慰謝料など計一四四〇万円の損害賠償を求める訴訟を起こしている。(29)

労働者に対する西成署の警官の対応が暴力的であることをよく示す事件として、「釜ヶ崎差別と闘う連絡会」代表の西岡智さんが、西成署内で警官に暴行を受けたというのがある。八九年四月二八日の夕方六時半頃、西岡さんは西成署の近くの路上でパトカーと労働者十数人がもめているのを目撃、警官が何人かの労働者を連行しようとしたので、状況を説明しようと労働者とともに西成署に入ってしまった。そして、一階の待ち合わせ椅子に座っていたところ、一人の警官が現われて「アル中め、生意気言うな」などと大声でわめき、膝で西岡さんの腹を蹴るなどの暴行を加え、両腕や胸に一週間のけがを負わせたというものである。(30) 八月九日、西岡さんは、大阪府を相手どり約一二〇万円の損害賠償を求める訴えをおこした。大阪地裁は九二年三月一九日に「署員に違法行為があった」と認め、大阪府に約一三万円の支払いを命じ

た。裁判長は「署員が服装などから西岡さんを騒ぎの関係者と誤解し、帰ろうとしたのを押しとどめたのが原因」と判断し、署員の違法行為を認めたのである。(31)ということは、西成署の警官は日常的に、釜ヶ崎の労働者に対して、西岡さんにしたのと同じかそれ以上の暴力的対応を行っているということになる。それゆえ、このような警官がやくざと組んで甘い汁を吸っていたとわかった時の労働者の怒りは、「暴動」という形をとるほどに大きなものにならざるをえないのであった。

横浜での事件以後おこった主な寄せ場差別事件をみてきた。いまや寄せ場差別は、野宿者への襲撃がくりかえし起きている点で、また、襲撃者に自分たちがやったことがなぜ非難に値するのかがついにわからないままである点で、そして、宿舍建設反対運動にみられたように差別が公然と、いわば世間の目をはばかることなくなされている点で、「タテマエのもとでの潜在化への社会的圧力」(32)さえもてないほどにすさまじいものであることがわかるのである。では、寄せ場差別をこのようにもすさまじくしているものは何だろうか。

寄せ場差別を正当化する意識

差別を正当化する意識に、差別される理由を差別される人(または集団)に帰すというのがある。ある人(集団)が差別されるとき、彼または彼女(集団)が差別される理由を、彼または彼女(集団)のありかたに求めることによって、彼または彼女(集団)が差別されるの

は当然である（または、やむをえない）とみなすのである。たとえば、部落差別にあっては、「部落の人は被害者意識が強すぎる」とか「部落の人の自覚と責任が大切」「部落の人は甘えすぎだ。自分で努力せよ」などといって、差別される理由を部落民に帰属させる意識の一類型がある（33）。寄せ場差別にあっては、これと同じ機能をもつ意識の存在を指摘することができる。それは「ある人が寄せ場労働者になり、さらには野宿せざるをえなくなったのは、すべて本人の責任であるから、どういうことになろうと——たとえば寝ているときに襲われて殺されよう——それは自業自得なのだ」とみなして寄せ場差別を正当化するものである。このような意識のありかたをここでは「自業自得意識」と呼んでおこう。（34）

八三年五月に起こった南署による野宿者の指紋採取・顔写真撮影事件に関して『週刊新潮』という雑誌は典型的な「自業自得意識」の論理を展開することによって、南署の差別を正当化しようとした。（35）問題の記事は、まず「浮浪者の調査は、警察の当然すぎるほど当然の職務であって、それをしなかった場合に、はじめてニュースになるのではないか」と主張する。なぜなら「『働く能力がありながら職業に就く意志を有せず、且つ、一定の住居をもたないもので処方をうろついたもの』は『拘留又は科料に処する』と軽犯罪法はハッキリさだめているのだから」というのである。（36）

次に「浮浪者」は「底辺労働者」ではない、と主張する。「浮浪者というのは、そもそも勤労の義務も、納税の義務も果たしていない憲法違反者であって、底辺労働者などという言葉は絶対に妥当しない」。（37）

最後に、それゆえ「浮浪者」に人権はない、と結論する。「午前一時に歩道で寝ている人間に、どんな権利があるというのだ。権利というのは、義務を果たして、みんなと協調している人間に、はじめて生じるものなのだ」。(38)

以上の記事がいわんとしているのは「浮浪者」は「勤労の義務も、納税の義務も」果たさないで「午前一時に歩道で寝ている」のだから、差別されのは当然である、ということである。まさに典型的な「自業自得意識」の表明といえよう。

このような「自業自得意識」は、しかしながら、たんに一雑誌にのみ見られるのではない。それは、広範な人々に共有され、支持されている。げんに、先の事件を新聞報道で知った東京に住むある女性は釜ヶ崎日雇労働組合の事務所に電話してきて、次のように言ったという。

浮浪者に人権なんかあるんですか。この繁栄する日本の中で、大の大人が、食うに困ったり住むところが確保できないのは、本人がよほどぐうたらで、なまけものだからでしょう。そんな人たちに人権があるなんて、あなた達は何を考えているんですか。(39)

『週刊新潮』の記事とのおそろべき符合を見てとることができよう。このような「自業自得意識」こそが、寄せ場差別を「浮浪者に人権なんかない」とするまでに、すさまじいものにしていくのである。

それでは、なぜ、この「自業自得意識」は多くの人々の間にゆきわたり、彼らに対して、ま

けれどもない差別を差別とみなさせないほどの強い説得力をもっているのだろうか。

業績をめぐる競争

近代民主主義にあつては、あらゆる競争は、人種・民族・身分・性などの「生得的属性」に基づく差別を排除したうえで「業績」をめぐるものであるべきだ、と考えられている。これは「生得的属性」による差別なしにおこなわれる競争のほうで、まさに当の「生得的属性」による差別をなくしている点で、より「公正」であると考えられているということである。もちろん、ここでいう「公正さ」とは、競争の機会が個人の「生得的属性」の如何にかかわらず誰に対しても等しく与えられるべきであるといった、「機会の平等」が保障される限りでの「公正さ」を言っているのであって、「業績をめぐる競争」自体が文字通り「公正」であるかどうかについては何も言っていないのである。しかしながら、人々は「機会の平等」が一定程度達成されたと思うようになるにつれて、彼らは「業績をめぐる競争」自体も相当「公正」であると考えられるようになる。人々にとって、いわば「同じスタートライン」から始まった競争は、それだけで「公正」であると思われるようになるのである。人々は「機会の平等」の一定の実現が、自動的に一定の「結果の平等」につながると考えているのである。

ところで、この国の戦後民主主義のもとにあつては「機会の平等」のある程度の——戦前に比べれば相当の——達成は、多くの人々の信じるころとなつていく。すくなくとも、もし何

らかの「生得的属性」に基づく差別が「機会の不平等」という形で存在するのであれば（そして、それは部落差別・民族差別・障害者差別・女性差別などとして厳然と存在するのだが）、多くの人々はそれはなくすべきである、と考えるようになってきている。（40）それゆえ、人々は現在「業績をめぐる競争」自体もまた一定程度「公正」になってきているとみなすようになっていゝ、ということができる。

すると、「業績をめぐる競争」は一定「公正」であると考えている人々にとって「生得的属性」に関わる「ハンディキャップ」をもたないと思なされた人が、何らかの苦境に陥ったとしても彼または彼女は「業績をめぐる『公正な』競争」の「敗者」としてしかみられないことになるだろう。しかもこの場合、人々は「業績をめぐる競争」の一定の「公正さ」を信じているから、彼または彼女が「敗北」したのは、他の誰でも、また他のなにものでもなく、ただひたすら彼または彼女自身の「責任」とみなすだろう。こうして「自業自得意識」がうまれるのである。

「自業自得意識」誕生のメカニズムをみた。この「自業自得意識」は、つきつめれば人々もつ「業績をめぐる競争」の「公正さ」への信念によつてうみだされるといふことができる。それゆえ「自業自得意識」が多くの人々をとらえていて、寄せ場差別を差別とみなさせないほどに強い説得力をもっている理由は、「業績をめぐる競争」の「公正さ」への人々の信念が強くあるといふことのなかにみいだすことができる。いいかえれば、「業績をめぐる競争」の「公正さ」への人々の信念がいかに強固であるかがわかれば、なぜ「自業自得意識」が多くの

人々に対して強い説得力をもっているかがわかるのである。そこで、つぎに社会システムの維持・存続にとってきわめて重要な二つの領域——学校と企業——での「業績をめぐる競争」のありかたを見ることによって、そこでの競争の「公正さ」への人々の信念がどれほど強固であるかを示そう。

小学校から大学にいたるこの国の学校制度にあって、「業績をめぐる競争」の「公正さ」への人々の信念は、とりわけ大学入試の「公正さ」への信念に支えられて確固たるものになっている。大学入試は、受けようと思えば——基本的には何らかの「生得的属性」によって制限されることなしに——「誰でも」自分の「行きたい」大学の試験を受けることができるし、合否も基本的に「点数」でのみ判定される。その限りで、大学入試の「公正さ」は多くの人々の信じるところとなっている。たとえ入試で測られるのが個人の「能力」の一側面——「点数」化する限りでの「学力」——でしかないこと、また、そのような「学力」を決定する要因として、たとえば家庭の経済力をはじめさまざまなものがあることが明白であっても、(41)多くの人々の大学入試の「公正さ」への信念はゆるぐことはない。だから、入試に合格したものは端的に「勝者」とされ、そうでないものは端的に「敗者」とみなされることになる。そして、「敗者」の境涯は——それが本人にとっていかに不本意なものになろうと——ひとえに本人の「責任」とみなされるようになるだろう。

しかしながら、このような見方をするのは、多くの人々だけに限られない。大学入試の「公正さ」への信念は、当の学生自身にも共有されているから、学生もまた多くの人々と同じく人

間を「勝者」と「敗者」に二分して、「敗者」の境涯を本人の「責任」とみなすのである。たとえば、ある高校生は新聞に寄せた「人間、勉強した者が勝ちだ」と題する投書のなかで次のように言っている。

来年受験の私は、受験を戦争ではなく、ゲームや趣味にしている。受験戦争で負けたという人は、自分自身との闘いに負けた人である。高学歴は取ってはいけないということではなく、努力さえすればだれだって取れる。スポーツ選手がオリンピックを目指すように、受験生がより高度の大学を目指すのは当然である。そもそも金持ちの子は勉強せず、金力をもって私大に入るが、家計の苦しい家の子は苦学して安くて済む国立大へ入り、はからずも社会地位の覆しができる。これらの現象を横から見たのが学歴社会の構造で、ただそれだけの話であろう。(42)

多くの企業の職場にあっても「業績をめぐる競争」の「公正さ」への人々の信念は強固になっっている。それは、とりわけ「年功制」の「公正さ」への人々の信念に支えられている。「年功制」とは「正社員身分」をもつ労働者は基本的に「誰でも」年齢を重ねるにしたがって「単純労働」から「管理労働」に移っていくことができるというものである。しかし、当然のことながら、各企業においては「管理労働」のポストには限りがあるから、文字通り「みんな」が「年功制」の恩恵にあずかることはできない。そこで「正社員身分」をもつ（とくに男子の）

労働者間で「業績をめぐる競争」がくりひろげられることになる。

しかも、この国の多くの職場では「一人の労働者の一つの仕事の範囲とか、その仕事のノルマとか、その仕事の達成スピードとか、それからその仕事につくなかまの人数などがあまりきびしく決められておらず、かなりフレキシブルである」(43)から、「業績をめぐる競争」は次のような形をとることになる。すなわち、労働者が「自分の仕事を増やし、自分の仕事のスピードを高め、無制限に残業を引受け、そのように『バリバリと仕事をする』ことを管理者に認めさせる」(44)というものである。

すると「バリバリと仕事をする」ことができない者やそれを管理者に認めさせることができない者はどうなるだろうか。管理者や他の多くの労働者からさえも「ぱっとしない者」とみなされるようになり、企業の業績や労働組合のありようが彼に不利に作用するようになれば、退職に追い込まれることになるかもしれない。そして、その場合でも、彼は「年功制」の「公正さ」を信じている限り、自己を「敗者」とみなしたうえで、その「責任」は自分自身で引き受けるしかないと考えるだろう。

他方、幸運にも彼のようにならずすんだ他の労働者もまた、彼がそうだったのは彼自身が「ぱっとしなかった」からだと思うようになるだろう。なぜなら、彼らもまた、職場での「業績をめぐる競争」は「年功制」という、それ自体についての「公正さ」は疑えないと思われる土台のうえで行われていると考えているからだ。

学校と職場での「業績をめぐる競争」のありかたをみた。いずれの領域にあっても「業績を

めぐる競争」の「公正さ」に対する人々の信念が強固であることがわかった。それゆえ「自業自得意識」が多くの人々をとらえ、強い説得力をもつことも理解されるだろう。

さて、このような「自業自得意識」をもった多くの人々にとって、寄せ場労働者は「生得的属性」に関わる、何らかの「ハンディキャップ」をもつ者とはみなされていけない。(45)それゆえ、多くの人々は、寄せ場労働者を「業績をめぐる『公正な』競争」の「敗者」とみなすのであり、したがってまた、寄せ場労働者が差別されても、それはしかたのないこと、あるいは差別ではないとみなすことにもなるのである。先の投書を寄せた高校生も、寄せ場労働者は学校という領域で行われている「業績をめぐる競争」に「負けた」のだから、どうなってもしかたないと考えるだろう。また、日々企業の中で熾烈な「業績をめぐる競争」をたたかっている多くのサラリーマンも、同じように考えるだろう。

このとき、寄せ場労働者の苦境は一種独特のものになるはずだ。

寄せ場労働者の苦境

釜ヶ崎のある労働者は次のような手紙を新聞に寄せている。

私たち日雇労働者は、この時期に一番苦しい生活を送らなければならぬ。アオカン(野宿)を余儀なくさせられるイヤな時期がやってきた。

この四月中ごろから七月上旬ごろまで、仕事が繁盛期の三分の一以下になり、アブレ（失業）地獄となり、認定（日雇失業保険）をもらう人々がふえる。支給限度の一三日分をもらいきってしまった、仕事がないために翌月の認定をもらう資格がなくなると、アオカンをしなくてはならなくなってしまふ。

アオカン生活を送るにしても、バタ屋（廃品回収）をやっている人たちはまだよいが、ザンパンをあさるか、モク（たばこ）ヒライくらいしか出来ず、その日ぐらしもままならなくなつて、栄養失調とかアルコール依存症にかかり、野垂れ死にしてゆく人々が多いということを経験の人に認識してほしい。

私も昨年五月から六月にかけてアオカンを余儀なくされ、一台のリヤカーを借り、友人と一緒に段ボールを集めたり、鉄クズ・アルミカンを集めたりしながら、その日ぐらしをしていた。

でも、いつもいつも金が入ってくるわけではなく、やむなく、ザンパンをゴミ箱からあさり人の食べ残したものを食べたり、シケモクを拾って吸ってしていました。夜になると他人の家の軒下を借り、段ボールをしいたり、すててあった作業服をカケブトンのかわりにして風が吹きすさぶ所で寝るのです。

こんな生活を毎日毎日送っていれば、完全に栄養失調になったりして体をこわしてしまいたまに仕事にありつけても力が入らず、親方にドナられたり、仲間からもサゲスミの目で見られ、仕事がイヤになってトンコ（仕事場から逃げ出すこと）するハメになってしまう。

そして、また前と同じようにアオカンしなくてはならなくなる。世間の人たちは、こんな私たちを見てナマケモノとのしり、通りすがりに足げにしたり、あきピンを投げつけたりする。

大阪府労働部は仕事よこせの日雇の声に耳をかたむけようとせず、民生を担当する大阪市立更生相談所は、施設はいっぱいである、予算がないというばかりで相手にしてくれない。そんな生活の実態を、このような文面に表わしても、みなさんには、わかってもらえないと思う。

我身我心 暗行一路 選挙にわき立つ今の世の中に考えてほしいことの一つです。(46)

寄せ場労働者の苦境は、ここでいわれているような仕事量の季節変動にもなう野宿とそれによる健康破壊、世間の人々の蔑視、そして、これらを放置している行政の無策にのみ見られるのではない。当の寄せ場労働者をして、これらのことを「このような文面に表わしても、みなさんにはわかってもらえない」と思わせることも含めての苦境なのである。

投書者のいう「みなさん」の側からいえば、寄せ場労働者の労働・生活の「実態」を知ることが私たちがそのなかに投げ込まれている学校や職場での「業績をめぐる競争」のありかたに對する批判につながるのではなく、ただいたずらに当の寄せ場労働者個人の「責任」をうんぬんし、彼個人を非難することにしかつながらないことが、当の寄せ場労働者の苦境を一種独特のものにしているのである。

「自業自得意識」の批判に向けて

一九九〇年一〇月に起こった釜ヶ崎の「暴動」に、多くの少年たちが駆けつけて、労働者よりはでに、機動隊に投石したり、商店を襲ったりしたことが注目をあびた。このことをもって少年たちは釜ヶ崎とその労働者にいくらかの「共感」を示し始めているのではないかと言う人もいる。はたしてそうなのか。これまで見てきたことから言えば、否定的にならざるをえない。確かにこの国の学校現場は、企業の職場と並んで、「業績をめぐる競争」がすさまじいので、とりわけ、はかばかしい成績をあげられない生徒たちが、自分たちを「落ちこぼれ」などと烙印してはじき飛ばした学校に見切りをつけて、釜ヶ崎に別の世界のありかたを見るようになるということの可能性としてないわけではない。その限りで、釜ヶ崎の労働者に「共感」するところあって、投石した少年もいたであろう。けれども、多くの少年たちには、釜ヶ崎とこの労働者の「存在意義」は見えなかったのではないだろうか。もし、それを見ようとすれば少年たちは、自らがその中に投げ込まれている学校現場での「点数」という「業績をめぐる競争」の「病理」を鋭く感じたうえで、自分たちも寄せ場の労働者とともに（たとえ「業績」の種類や「競争」が行われる領域は違っても）「業績をめぐる競争」の「敗者」である（あるいは、自らすすんで「敗者」たらんとした）限りで、熾烈な「業績をめぐる競争」の「病理」を撃ち、そのような「競争」のありかたを変えていく側につきうる可能性があるのだということ

を理解する必要があるだろう。しかし、残念なことだが、その可能性が現実のものとなる見通しは、今のところ余りないような気がする。なぜなら、今まで見てきた、野宿者襲撃を行なった少年の多くは、自分たちがやったことの意味をわかりかねていたからである。横浜での事件の直後から、日雇労働者と少年の双方へのていねいな取材を行なって、すぐれたルポルタージュを書いた新聞記者の青木悦さんの本のなかに次のような場面がある。青木さんは、横浜の事件を引き起こした少年のひとりと会っていろいろ聞いていった。

一生懸命力を出して私は聞いた。

「人を殺したってこと、どう思う？」

少年はびっくりしたような顔をした。そして急にひざを揺すり、体を動かした。意外なことを聞いたというふうだった。答えは、

「人を殺したって？・・・わかんない」

というものだった。(47)

また、四天王寺でエアガンを撃って、野宿者を負傷させたグループの中の一人の高校生は、少年院を出た後また狙撃遊びをするために玩具店に忍び込んで多数のエアガンを盗んでいたという。彼は「人間を撃つ面白さは、一度覚えたらやめられない」と言ったという。(48)

では、サラリーマンはどうであろうか。彼らが、少年たち以上に寄せ場労働者の苦境に思い

をよせることはありそうにない、と思える。なぜなら、現在、多くのサラリーマンは、どちらかと言えばいやいやながらというのではなく、自らすすんで「業績をめぐる競争」に参加していつているように思えるからだ。「彼らはいま、生活を守るためには、組合や仲間同士の助けあいなどをあてにせず、能力、実績、態度・性格の発揮において個人的にがんばって会社に認められるほかはないと覚悟しているのだ」。(49)

さらに、この国全体をおおう過度の「清潔志向」や下積みの「肉体労働」を蔑む気分などを考え合わせると、寄せ場差別はますます強まるのではないかとさえ思われる。

しかし、寄せ場差別に抗する陣形をつくる糸口となる認識はやはりある。これまでの議論をふまえれば、それは「自業自得意識」批判という形をとるはずだ。

すでに見たことからわかるように、学校や職場における「業績をめぐる競争」は、それがシステムとして機能し続ける限り不断に、「勝者」と「敗者」を生み出さざるをえない。学校の場合、とりわけ大学の序列が東京大学を頂点にして確固としたピラミッドを成し、高校以下の学校現場での競争がただひたすら、どのランクの大学に入れるかをめざしての「点数」をめぐるものである時、「落ちこぼれ」はつくりだされたいわけにはいかないのだ。また、職場にあっても、管理職のポストが限られ、職務の範囲や人数、達成スピードがきわめ「柔軟」である以上、これまた常に「ぱっとしない者」はつくりだされざるをえないだろう。いずれの場合でも、だから「落ちこぼれ」がそうなった「責任」、「ぱっとしない者」がそうなった「責任」は、本人たちにはないのだ。「責任」は、実のところ、「業績をめぐる競争」のシステム

自体にあるだろう。そして、このような洞察をできにくくすることによって、システムの「責任」を免れさせ、その代わりに、「敗者」とされた人を非難し、排除する機能を果たしているのが「自業自得意識」なのである。それゆえ、「自業自得意識」が多くの人々をとらえ続ける限り、「業績をめぐる競争」のシステムは安泰であり、そこからはじき飛ばされた人々だけが差別され続けることになるのだ。

寄せ場差別を撃つ視座とは、いま見たような「自業自得意識」のイデオロギー性を批判することを通して、この国の学校や職場における「業績をめぐる競争」システムのありかた自体の批判へと向かうようなものでなければならぬ。そして、そのような視座を鍛えるための「位置」(50)として、釜ヶ崎をはじめとする寄せ場が存在するだろう。それが、ここでの議論から導き出せる限りでの、寄せ場の「存在意義」である。

注

(1) 本稿では「寄せ場の日雇労働者」を「寄せ場労働者」とみなす。また、「野宿者」とは、基本的には、仕事量の景気変動や季節変動、あるいは労働災害によるケガや病気あるいは老齢化による体力の衰え、その他の理由から、収入が途絶えて、簡易宿泊所にも泊まることができなくなつて、「寄せ場」周辺の駅や公園や繁華街などに流失を余儀なくされた「寄せ場労働者」とみなすことができる。つまり「寄せ場労働者」と「野宿者」とを連続するものと考えるのである。

(2) G・W・オルポート『偏見の心理』上巻、培風館、一九六一年、一三ページ、と福岡

安則『現代社会の差別意識』明石書店、一九八五年、一七三—一七五ページ、参照。

(3) 釜ヶ崎で六〇年代に多発した「暴動」の報道にあたって、マス・メディアは一貫して

「労務者」という言葉で、釜ヶ崎の労働者を表現した。「労務者」という言葉の差別性を見抜き、「労務者は差別語だ！」と最初に主張したのは、全日本港湾労働組合関西地方建設支部西成分会である。その機関紙『大阪城』第二九七号、一九七一年六月五日、を紹介しておこう。「集会で、ある労働者が発言しました。建築現場に仕事に行って、昼休み近所の子どもと遊んでいると、母親が青い顔して飛んできて、『家に入って、早く勉強しなさい。そうしないと、その労務者みたいになりますよ。』と言われた。オレはくやしくて、ぶんなぐってやろうと思った。／こんな風に、労働者を差別し、べつ視する時使われるのが労務者という言葉です。／釜ヶ崎労働者の怒りの抗議行動の時も必ず無法者とか暴徒とかの言葉と共に労務者という語がでてきます。こんなマスコミは真実を伝えることは絶対できません。／職業に上下のへだてはないと口はばったい事をいう奴がえてして、労働者と労務者の使いわけをします。『技術労働者』とか『炭鉱労働者』とか何でもない言葉の一つ一つにおれたち日雇労働者をバカにした根強い差別が現われます。／釜ヶ崎から差別を全部消すために、一つオレたち自身が、まず、『オレは労働者や！』と言おう。全港湾関西地本建設支部『怒りを組織せよ』パンフレット、二四ページ。また、「浮浪者」という言葉は、一九

八三年の横浜での事件を機に、寄せ場の運動体がマス・メディアにおけるその使用に抗議するようになってからやっと、「野宿者」をさす言葉としては以前ほど頻繁には使われなくなった。この「浮浪者」という言葉には「『もつとも価値なき人間』という意味での人間のあらゆるマイナス・イメージが凝集されている」。青木秀男『寄せ場労働者の生と死』明石書店、一九八九年、一〇五ページ。

(4) 『朝日新聞』(一九六〇年二月一八日)に次のような記事がある。「いまガード下はひとときわ暗い気分に含まれている。就職ができない。学科試験は通ったのに、面接で落ちる。会社は理由をいわないが、親たちは家庭調査でここの住所がわかればダメなのだと信じている」。「ガード下」とは六〇年代の終り頃まで、南海本線のガード沿いにあった「密集バラック地域」のことで、約三〇〇軒の「小屋」に二〇〇〇人近い人たちが暮らしていた。また、社会学者の見田宗介は「まなざしの地獄」と題する永山則夫論で、永山の職歴を分析することによって、次のような洞察を得ている。「在日朝鮮人・・・内職する既婚婦人たち・・・職を失った老人や中年者たち、被差別部落の出身者たち、何かのことで『躓いた』履歴をもつ多くの人たち」のうち、「『自営業主』になることさえできなかった人びとが、『履歴書の要らない労働者』となる。(中略)そして彼らは必然に転職をくりかえすけれど、彼らと『履歴書の要る職業』とのあいだには、目にみえない鉄条網があって、めったにのりこえることはできない」。見田宗介『現代社会の社会意識』弘文堂、一九七九年、三九一四〇ページ。「目

にみえない鉄条網」は、おそらく、寄せ場とその他の世界との間にもあるに違いない。なお、労働経済学者の江口英一たちは、M・ウェーバーの「職業的生涯」という概念を用いて、「山谷」に関して「『社会的窪地』」ドヤ街にいたるまでの没落過程における労働者の職業的遍歴と淘汰・排除の過程」を問題にすることによって、あの「目にもみえない鉄条網」の存在を裏証することに成功している。江口英一・西岡幸泰・加藤佑治編著『山谷』未来社、一九七九年のとりわけ五八―九二ページ、を参照。

(5) 岩田秀一「『釜ヶ崎』の現場からへ4V医療の最底辺で」『朝日ジャーナル』一九七三年七月一三日号の七一―七四ページ、参照。八三年以後の医療の状況も、基本的には何も変わっていないことを示す文献として、日本寄せ場学会『寄せ場・第3号』現代書館、一九九〇年の特集「寄せ場の医療問題」がある。

(6) 釜ヶ崎の一九七四―七五年の越冬闘争では、約二〇〇名の労働者が花園公園に「テント村」をつくって、行政に対して仕事を要求する闘いをくりひろげた。三多摩・山谷の会『寄せ場の歴史から未来を見通す』パンフレット、一九八四年、と小杉邦夫『泰平の谷間の生と死』プレイガイドジャーナル社、一九七八年、参照。寿町については、野本三吉『寿生活館ノート』田畑書店、一九七七年、参照。

(7) 大阪府は、一九七五年二月二六日に約一〇〇〇人の機動隊をもって、強制代執行を行ない、花園公園の「テント村」をつぶした。

(8) 七五年四月一八日の『朝日新聞』に次のような記事がある。「暖かくなっても、『世

間の目』は冷たい。大阪・キタやミナミの地下街に浮浪者の群が現われてから五カ月。その数は減らない。寒い間は、同情していた地下街の商店関係者や利用者も、なにかあれば、すぐ警察官を呼ぶようになった。行き倒れた浮浪者を引き受ける病院も、ほとんどなくなつた。『世間』は、浮浪者を無視することから積極的に追い出すようにかわつてきた」。

(9) 前者は『毎日新聞』一九八三年二月一日、後者は『朝日新聞』一九八三年二月一日である。

(10) 寿日雇労働者組合・横浜「浮浪者」差別連続虐殺を糾弾する実行委員会『俺たちは怒っている！』パンフレット、一九八三年、と佐江衆一『横浜ストリートライフ』新潮文庫、一九八六年、を参照。

(11) 同上パンフレット、一八ページ。

(12) 『毎日新聞』一九八三年二月二〇日。

(13) 毎日テレビ、『ニュース・コープ』、一九八五年二月二日。

(14) 『毎日新聞』一九八三年五月二一日。

(15) 『朝日新聞』一九八三年五月一四日。

(16) 『毎日新聞』一九八四年二月一四日。

(17) 『朝日新聞』一九八四年一二月二三日。

(18) 拙稿「地域社会と差別」、釜ヶ崎資料センター『釜ヶ崎資料』第四号、パンフレット

、一九八七年、一三一―二二ページ、参照。

(19) 『サンケイ新聞』一九八六年一〇月二〇日。

(20) 「今年初めまで天王寺区内では、天王寺公園を中心に約四百人の野宿者がいたが、六月から始まった同公園の工事で約二百人が締め出され、同境内に入り込んだ」。『読売新聞』一九八六年一〇月一四日。

(21) 有料化は一九八九年一月二日に大阪市が計画を発表して、わずか一週間後に市議会で可決された。有料化については、釜ヶ崎内外の住民のなかに多くの反対があったにもかかわらず、議会においては委員会審議はいっさい行われなかった。有料化に反対する市民グループ「天王寺公園有料化を撤回させる市民連絡会」は、九〇年二月二〇日に、公園の無料開放を求める九六三六六人の署名を大阪市に提出して再考を申し入れたが、市はそれに耳をかさず、四日後の二月二四日に有料化を実施した。先の市民グループは、九一年四月二五日、大阪市を相手取り「都市公園の有料化は、健康で文化的な生活を保障した憲法二五条に反し、公共物である公園を自由に利用する権利を侵害しており違法だ」として、一三〇万円の賠償を求める訴訟を起こした。なお、入園料は一五〇円で、一六歳未満と六五歳以上は払わなくてよいことになっている。

(22) 『朝日新聞』一九八七年一月二二日。

(23) 『朝日新聞』一九八六年一〇月一四日。

(24) 同上。

(25) 和田研三「裁かれた野宿労働者の反撃」『寄せ場・第2号』一九八九年。日雇全協・福岡日雇労組／福岡越冬闘争実行委員会『荒木さんの反撃は正当だ』パンフレット、一九八八年。八九年二月一七日に福岡地裁は荒木さんに懲役三年、執行猶予五年の判決を下した。福岡地検は、猶予刑を不当として控訴したが、同年一月八日に福岡高裁は一審判決を支持する決定をおこなった。なお、福岡地裁における裁判において、荒木勝己裁判長は「被告支援のため車いすで傍聴しようとした重度身体障害者の男性」に対して、それを認めず「一般の傍聴いすに腰かけるよう指示」。しかも、この男性が「途中で身体的苦痛を訴えたところ」、荒木裁判長はこの男性に「退廷」を命じた。さらに、このことに抗議した八人の傍聴人も退廷させられた。(『朝日新聞』一九八八年二月二〇日)このような裁判長のもとで行われた裁判であったのである。

(26) この南津守での宿舎建設反対運動に関しては、池田浩士「寄せ場差別の思想と実践」『寄せ場・第2号』一九八九年、に依拠している。なお、この署名用紙に「渥美工務店」の名が出てくるのは、それが宿舎建設を計画している業者の一族だからであるが、実は、この「渥美工務店」も八六年に大正区で宿舎建設を計画した段階で住民の反対運動に直面していたのである。そして、この時も寄せ場差別が反対運動に利用されていた。たとえば、この時には、当該の町内では次のような標語を書いた立て看板やステッカーが見られた。「我々の町をスラム化から守ろう／渥美工務店の独身労働者専用宿舎建築反対」。前掲拙稿、参照。

(27) 『朝日新聞』一九八八年一〇月四日。

(28) 『毎日新聞』一九八八年三月一日。

(29) 『朝日新聞』一九九〇年七月七日。

(30) 『朝日新聞』一九八九年八月一〇日。

(31) 『朝日新聞』一九九二年三月二〇日。

(32) 青木秀男、前掲書、一一五ページ。

(33) 八木晃介『差別意識の社会学』解放出版社、一九八七年、一三五ページ。

(34) 拙稿「『浮浪者』差別と『自業自得』観念」日本解放社会学会『解放社会学研究1』明石書店、一九八六年。

(35) 『週刊新潮』一九八三年五月二六日号、一一六一—一七七ページ。

(36) ここには、野宿者は「職業に就く意志を有しない」という決めつけがある。実際はそうではなくて、いくら働きたくても、病気であったり、ケガをしていたり、高齢であるためになかなか適当な働き口が見つからなかったり、さらには不景気で仕事そのものがなかったりして、働けない人が多いであろう。

(37) ここには、野宿者は働いていないという決めつけがある。実のところ、私自身も参加した「野宿者差別の実態をあきらかにする会」による、日本橋・心齋橋・梅田など市内七カ所で野宿していた人に対する聞き取り調査によれば、対象者一〇一人のうち、およそ八割の人が働いていたのである。その内訳は「リヤカーをひきながら廃品の段

ボールなどを集めて売る『ヨセヤ』が三七・六%でトップ。次いで『日雇』が二九・七%、『ヨセヤと日雇の兼業』が一三・九%だった。『朝日新聞』一九八八年一月一日。

(38) 確かに、ここでは「権利」という言葉しか使われていない。しかし「どんな権利がある」というのだ」という時の「権利」とは、人間であれば誰に対しても認められる、人間らしく生きたいという要求、つまり「人権」のことを意味すると考えることは常識的な理解のしかたであろう。したがって、ここでは、「浮浪者」には「人権」はないと主張されていると言うことができる。

(39) 松繁逸夫「釜ヶ崎・野宿者・死に追いやる差別」菅孝行編『現代日本の差別』明石書店、一九八八年、二二〇―二二一ページ。このあと以下のようなりとりがあった。「電話の女性に対して『あなたは「浮浪者」といわれる人たちが、なぜ野宿をしており、どんな生活をしているか、知っていますか、知ろうとしたことがありますか』と聞いたところ、電話の女性は、『「浮浪者」に知り合いなんかいないし、口を聞いたこともない。また、知りたいとも思わない』と答えた。『知りもしないのに、なぜ、ぐうたらでなまけものだと言えるんですか』という重ねての質問に、答えは返ってこなかった」。

(40) たとえ、人々がそう考えるのがタテマエの上だけのことにすぎないとしても、だからといって人々が「機会の平等」が一定程度達成されたと考えていない、ということに

はならない。

(41) 山口節郎は、P・ブルデュエーの「文化資本」概念を援用して、学校が、自らの価値に親和的な子弟を選別し、そうでない子弟を排除するメカニズムを機能させておりながら、学校教育の当事者すべてにそのことを意識させないでおくことで、子弟にすべては「個々人の自発的選択」であるかのように思い込ませる「学校の狡智」に言及している。山口節郎「現代社会と不平等」市川浩他編『差別』岩波書店、一九九〇年、三五四―三五五ページ。

(42) 『毎日新聞』一九八七年二月二四日。

(43) 熊沢誠『ノンエリートの自立』有斐閣、一九八一年、二一〇ページ。

(44) 同上書、二一〇―二一一ページ。

(45) 実際には、多くの労働者がさままの「ハンディ」を背負っているのだが、しかしながら、多くの人々にはそうは見られないということこそが、ここでは重要なのである。なお、寄せ場労働者が背負っている「ハンディ」については、次のような指摘がある。寄せ場労働者は「社会的権利を不当に制約され、生存競争においてハンディキャップを課せられている。被差別部落出身者、在日韓国・朝鮮人、身心『障害』者、被爆者、沖縄出身者、アイヌ・・・。彼らは、淘汰され、寄せ場へふき寄せられる。そして日雇労働者となり、被救恤的窮民となる」。青木秀男、前掲書、八六ページ。

(46) 『朝日新聞』一九八六年六月二四日。

(47) 青木悦『やっと見えてきた子どもたち』あすなる書房、一九八五年、五六ページ。また、同『「人間」をさがす旅』民衆社、一九八四年、も参照。

(48) 『読売新聞』一九八八年五月三〇日。

(49) 熊沢誠『日本的経営の明暗』筑摩書房、一九八九年、二三三ページ。

(50) 思想史家の市村弘正は、「都市の周縁」を「中心からの距離に対する自覚にもとづく抵抗感覚と、それに支えられた認識とを可能にする」ものと捉え、それを「位置」という言葉で表現している。市村弘正『「名づけ」の精神史』みすず書房、一九八七年、四三ページ。寄せ場もまた、ここにいうような「位置」として考えることができるだろう。その場合、「中心」の内実をなすものが「業績をめぐる競争」のシステムとということになるだろう。